



2022年10月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ 企 画 設 計  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 俊 人  
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 部 長 小 尾 誠  
(TEL 048-298-1720)

## 当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ

当社は、過日公表したとおり、2020年10月7日付けで国税当局による消費税の更正処分等(以下、「本件更正処分等」といいます。)の取消しを求める訴訟を提起しておりましたが、本日、東京地方裁判所より、当社の請求を棄却する旨の判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件更正処分等の内容及び判決に至る経緯

##### (1) 本件更正処分等の内容

投資用マンション等の居住用収益不動産の仕入れ時点で発生した、建物部分に課される仮払消費税の仕入税額控除の取扱いに関する当社と国税当局の見解の相違に起因するものであり、2013年2月期から2018年2月期までの消費税及び地方消費税の追加納付を求めるとともに過少申告加算税を賦課する旨のもの。(詳細は、2019年4月16日付け「関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ」をご参照ください。)

##### (2) 経緯

2019年 4月16日	国税当局より、本件更正処分等の通知書を受領
2019年 5月28日	国税不服審判所に対して、本件更正処分等の取消しを求める審査請求
2020年 4月 7日	国税不服審判所が、審査請求を棄却する旨の裁決
2020年10月 7日	本件更正処分等の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起
2022年10月26日	東京地方裁判所による判決の言渡し

## 2. 判決の内容

本件更正処分等の取消しを求める当社の請求を棄却するもの。

## 3. 今後の見通し

2019年4月16日付け「関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ」にも記載のとおり、当社は、本件更正処分等により追加納付が必要とされた税額(1億36百万円)を既に納付済みであり、2019年2月期以降については税務当局の見解に従った税務処理を行っていることから、上記判決が今期以降の業績に与える影響はありません。

また、上記判決を受けた今後の対応につきましては判決の内容を精査した上で決定し、今後、開示の必要が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上